

令和6年度 物価高騰対応事業の概要

① 新たに低所得世帯となった方への給付

- 対 象 者 令和6年度で新たに住民税が非課税又は均等割のみ課税となった世帯
※令和5年度に物価高騰生活支援給付金を受給された世帯は除きます。
- 給 付 額 世帯当たり10万円
世帯に属する18歳未満の児童1人につき5万円を加算
- 手 続 等 課税状況に基づき、7月上旬に受給対象となる世帯へ通知を行います。
通知が届き次第、手続きをお願いします。
※7月下旬頃からの振込を予定しております。

② 課税者への定額減税の実施

- 対 象 者 令和6年度の住民税所得割・令和6年の所得税が課された方
- 減 税 額 本人と課税上の扶養人数を加えた数に4万円を乗じた額
【4万円の内訳】住民税所得割で1万円 所得税で3万円

減 税 手 法 会社勤務等で毎月の給料より住民税又は所得税源泉額を納付をされている方

【住民税分】 6月分の納付は行わず、7月～翌年5月までの11か月で減税後の税額を納付していただきます。

【所得税分】 6月分の給与にかかる源泉徴収額から順次減税額に達するまで減税されます。

自営業等で住民税は役場からの通知により納税、所得税は翌年3月までの確定申告により納税されている方

【住民税分】 定額減税前の税額を基に算出した令和6年度分の納税額において6月の納税分から順次減税額に達するまで減税されます。

【所得税分】 翌年3月までに行う確定申告での所得税確定時に減税されます。

年金受給者で年金から住民税・所得税を徴収されている方

【住民税分】 定額減税前の税額を基に算出した令和6年度分の納税額において10月の年金給付の納税分から順次減税額に達するまで減税されます。

【所得税分】 6月支給の年金額にかかる所得税源泉額から順次減税額に達するまで減税されます。

※ 定額減税しきれないと見込まれる方

【住民税分】・【所得税分】を合算して減税できない（見込）額を調整給付金として現金給付を行います。対象者には通知が届きますので記載にしたがってお手続きください。

物価高騰対応事業について具体的な給付例などの詳細は大紀町役場公式HP（町からのお知らせ）に掲載しておりますのでご覧ください。



◆ お問い合わせ窓口

大紀町役場総務企画課 ☎ 0598-86-2212

受付時間 8：30～17：15（土日祝、12/29～1/3を除く）

大 紀 町